

<只今、消費者被害防止啓発事業実施中です。>

静岡県消費者団体連盟は、静岡県の委託を受けて、戸別訪問、講座形式で消費者被害防止啓発事業を行っています。

啓発期間：平成24年9月～平成25年1月末まで

申込期間：11月末

申し込み：講座をご希望の場合は、別紙申込書でお申込みください。

費用：講師に掛かる費用等は無料です。

会場費：負担できる場合もありますのでご相談ください。

なお、お申込みが多数のときは、お断りする事もあります。

平成24年度「高齢者向け消費者被害防止啓発事業」の目的

県の消費生活相談窓口で受け付けている相談件数は減少していますが、その中で高齢者（60歳以上の者をいう。以下同じ。）からの相談件数の割合は増加しています。

高齢者は判断能力が衰えたり、老後の「お金」や「健康」、「住まい」への不安につけ込まれたりしてだまされてしまうこともあります。また、一人暮らしの場合は孤独感から親切にしてくれる人を信用したり、情に訴えられると断れない優しさにつけ込まれたりすることも考えられます。

さらに、高齢者は、だまされたのは自分の責任だと思い込んでしまったり、プライドやあきらめから被害にあったことを隠してしまったりすることも少なくありません。

また、平成22年度に県が実施した「高齢消費者被害実態調査」の調査結果からは、日ごろから積極的な近所づきあいをしている、様々な活動に参加している人ほど、訪問販売事業者が来た際に玄関のドアを開けてしまう、勧誘電話に対し話を聞いてしまう傾向が見られました。

このような状況で高齢者の消費者被害を防止するためには、高齢者に直接対面して、呼びかけを行う啓発が繰り返し必要になってくると考えます。そこで、高齢者に対して直接効果的な啓発を行い、消費者被害を減らす一助とすることを本事業の目的とします。

別 紙

平成 24 年度 被害防止啓発講座 申込み書

受講団体名 又は グループ名		
開催日時	開催日： 平成 年 月 日 () 時 間： : ~ :	
参加予定 人数・年齢層	人数 () 人 ・ 年齢層 () 才代 *できでしたら、20名以上	
会 場	会場名	
	所在地	〒 -
	電話 FAX	電話 - - FAX - -
連 絡 先	氏 名	
	電話 FAX	電話 - - FAX - -
	e-mail :	

大切な 虎の子 を守りましょう！



申込み・問合わせ先

静岡県消費者団体連盟
〒420-0853 静岡市葵区追手町 9 番 18 号
静岡中央ビル 6 階
電話・FAX 054-251-3586
e-mail info@shizu-ca.jp

本事業は、静岡県の委託を受けて実施しています。